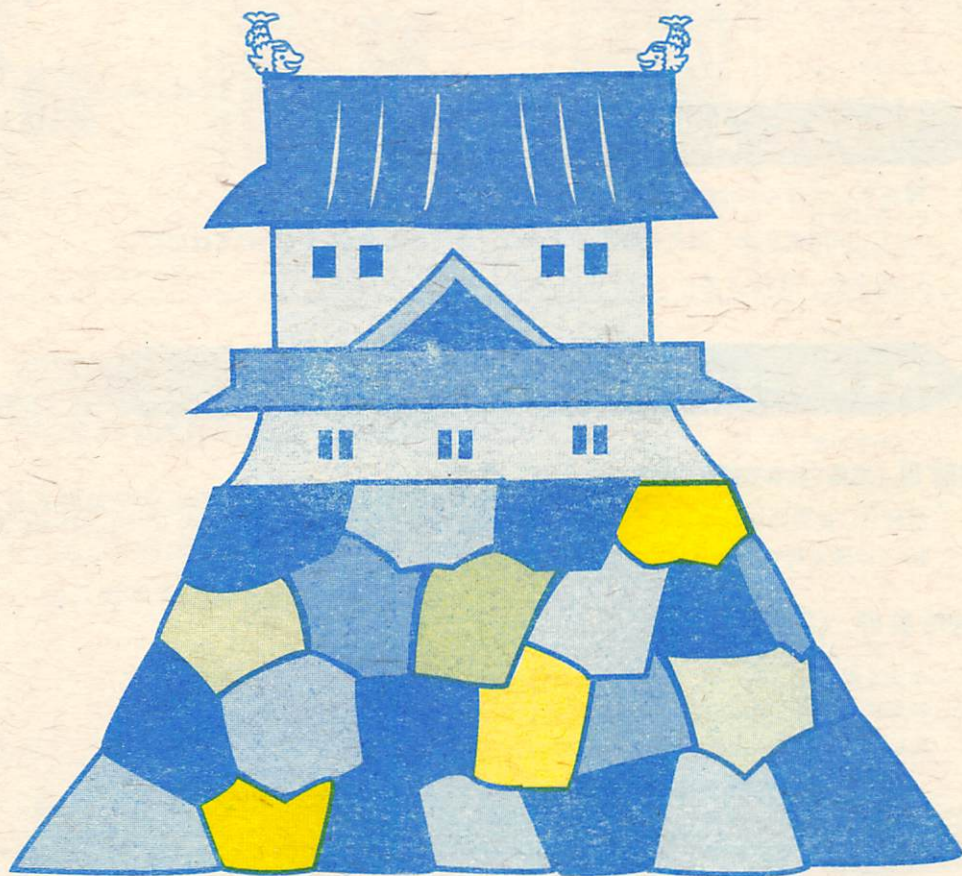


きらりとまくまく

第12号



特集 障害年金

障害年金

年金制度について皆さんはどのくらいご存知でしょうか？
年金に関することはよく耳にしますが、
詳細はあまり知らないという方が多いかもしれません。

一般的には年金というと「老齢年金」（65歳以降にもらえるお金）のことを指しますが、実はそれ以外にも年金はあります。「もらえる」と言いましたが、それまでに払っておく（納める）必要があるの、「返ってくる」とも言えます。

年金は全ての人に関係することなのですが、詳しい内容となると少し複雑です。
今回は「老齢年金」ではなく、「障害年金」にスポットを当てたいと思います。

?

年金未納問題

老後
もらえるの？ねんきん
定期便

?



「障害年金」は誰がもらえるの？

障害年金は何らかの病気や障害をもった人に支給されます。

しかしこの障害年金、病気や障害があれば、全ての人もらえるわけではなく、
3つの条件（受給3要件）をクリアした人が対象になります。

「障害年金」をもらう3つの条件（受給3要件）って？

1 初診日（病気や怪我で初めて病院に行った日）要件

初診日に国民年金に加入している（20歳以上は全員強制加入となります。ただし60-64歳を除く）、
もしくは厚生年金に加入している必要があります。

2 納付要件（20歳以上）

年金を納めている、もしくは「免除申請」をしていれば「納付」になります。
初診のある月の前々月までの加入期間のうち、納付した期間と免除の期間を
足した期間が加入期間の3分の2以上あること。

※ただし、この条件が無理だった場合でも初診日の前々月までの

1年間に保険料の未納がなければ特例として認められます。

※初診日が20歳未満の場合は①初診日と②納付の要件は気にしなくても大丈夫です。

3 障害程度要件

国が決めている障害認定基準というのがあり、これに該当するかどうか、という要件です。
具体的には主治医の先生の診断書によって判断されます。

免除
申請？

コラム1

年金は必ず納めないといけない？

国民年金は20歳になったら国民は全員加入になります。
毎月、決まった額（16,410円/2019年5月現在）を払わないと
いけません、決して安くはありません。収入が少なく、払いた
くても払えないこともあるかと思いますが、そんな場合に「免除申
請」という手段があります。これは前年の収入が一定より少ない
場合に、年金の支払いができないことを認めてもらう申請です。

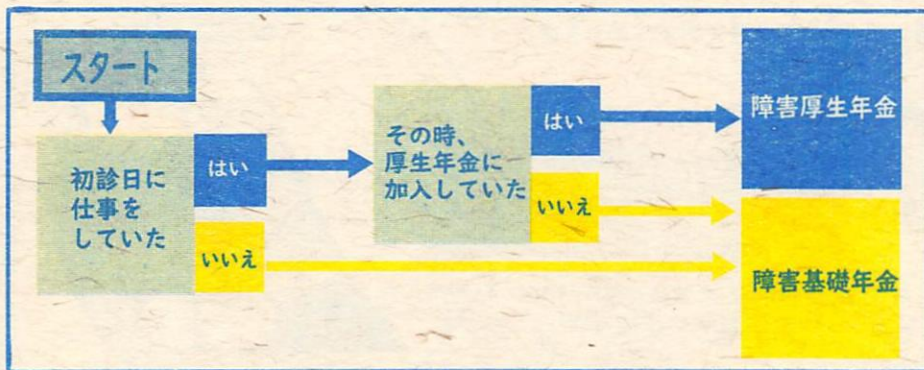
● そうすると、支払いは不要となりますが、「未納」扱い
● にはなりません。注意していただきたいのは、この免
● 除申請をせず、支払いをしなかった場合「未納」とい
● う扱いになり、障害年金や老齢年金などの年金がもら
● えなくなることがあります。そのため払えない場合も
● 必ず「免除申請」しておくことをおすすめします。



「障害年金」には種類があるの？

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があります。どちらに該当するのは、初診日の状況によって違います。

- 障害厚生年金 ⇒ 初診日に会社員等として働いており、「厚生年金」に加入していた場合。
- 障害基礎年金 ⇒ 初診日が20歳になる前、もしくは20歳以降だが会社員等ではない場合。



いくらくらいもらえるの？

障害年金は病気や障害の程度によって等級が変わり、金額も変わります。なお基礎年金は1,2級、厚生年金は1～3級まであります。(ただしこれは障害者手帳の等級とは関係ありません)

	障害程度 ← 重 → 軽		
	1級	2級	3級
障害厚生年金	【年間】 約144万円～180万円 (1ヶ月約12万～15万円)	【年間】 約120万円～144万円 (1ヶ月約10万円～12万円)	【年間】 約60万円～72万円 (1ヶ月約5万円～6万円)
障害基礎年金	【年間】 約97万円 (1ヶ月約8万円)	【年間】 約78万円 (1ヶ月約6万5千円)	なし

コラム2

年金をもらいながら、年金を納付する？

障害基礎年金を受給中の方が、会社員等になり、厚生年金に加入すると、毎月お給料から年金分が天引きされます。「年金を既にもらっているのに納付しないといけないの？」という疑問が湧くかもしれません。しかし、これを納めておく利点があります。それは65歳からもらえる老齢年金です。厚生年金を納めていないと、65歳以降は障害基礎年金ですが、厚生年金を納めていることにより、障害基礎年金+厚生老齢年金という組み合わせでの受給も可能となるのです。



「障害年金」は生活の土台になります

障害年金は受給できるようになることで一定の金額が得られるため、年金とお給料を組み合わせることで生活をされている方もたくさんいらっしゃいます。

ただ、受給できるようになるためには少し複雑な手順があるため、申請の前に専門的な相談をおすすめします。

もし利用されている病院や、施設、お知り合いなどに「ソーシャルワーカー」や「社会保険労務士」といった専門家がいたら、そうした方に、相談をしてみてください。

もしもない場合でもお近くの年金事務所や市役所で相談に乗ってもらえます。



「私も、もしかしたらもらえるかな?」と思われたら、

是非一度、相談してみてください。



コラム3

働くとなんか年金は止められるの?

「働いたら年金は止められるのでは?」という相談が時々あります。

20歳になるまでに初診日があり、一定の所得（お給料）がある場合には障害基礎年金の一部、あるいは全てが支給停止になることがあります。

- ・所得が3,604,000円以上ある場合→2分の1支給停止
- ・所得が4,621,000円以上ある場合→全額支給停止（いずれも単身の場合を想定しています。）

20歳以降に初診日がある方や厚生年金に関してはこの影響はありません。

ただし、年金の更新時に、以前より状態がよくなっている、と判断された場合に支給が停止になることもありますので、このあたりは医師や支援者とよく相談の上で手続きを進められることをおすすめします。

次号予告

次号は「雇用保険」をテーマにする予定です。

バックナンバーはこちらから <https://andante-station.jimdo.com/>

